

令和5年2月21日 15時30分
近畿地方整備局

建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は株式会社銭高組に対して建設業法の規定に基づく営業停止処分を行いました。

1. 処分対象業者

商号：株式会社銭高組

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

3. 処分理由

株式会社銭高組の元名古屋支店長は、令和4年11月7日に名古屋地方裁判所において刑法第96条の6第1項（公契約関係競売等妨害）違反並びに入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）第8条違反により懲役1年6ヵ月（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 建設産業第一課 課長 いちりき てつや 一力 哲也（内線6141）
課長補佐 こぞの けんたろう 小園 賢太郎（内線6144）

電話 06-6942-1141（代）
06-6942-1059（夜間直通）

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：株式会社銭高組
許可：国土交通大臣（特一）第3250号
代表者：銭高 久善
主たる営業所：大阪府大阪市西区西本町2-2-4

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1) 期間

令和5年3月8日から令和5年7月5日までの120日間

2) 停止を命ずる営業の範囲

岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域内における建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

（注1）「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。

（注2）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

3. 処分理由

株式会社銭高組（以下、同社という。）が落札した近畿中部防衛局（以下、同局という。）発注の「岐阜（2）評価施設新設建築その他工事」において、同社の元名古屋支店長が、同局職員より調査基準価格に近い金額を事前に入手したことにより、公正な入札を妨害したとして、令和4年11月7日に刑法第96条の6第1項（公契約関係競売等妨害）違反並びに入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）第8条違反により懲役1年6ヵ月（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。